（契約の目的）
第１条　この契約は、乙が複写サービスを甲に提供するに際し、適切な操作方法を指導するとともに、複写機が常時正常な状態で稼働しうるように保守を行い、複写サービスに必要な消耗品（用紙は除く。以下同じ）一切を円滑に供給するとともに、甲がこれに対して複写サービス料金を、乙に支払うことを目的とする。

（複写サービス料金）
第２条　複写サービス料金（用紙代は除く。以下同じ）は別紙のとおりとする。
２　複写サービス料金の計算期間は、月の初日から末日までの１カ月とする。
３　乙の技術者が複写機の点検と調整のために使用した複写及び乙の責に帰すべき原因の不良の複写が生じたときは、当該、複写枚数は１カ月の複写枚数から除くものとする。ただし、不良の複写については、乙がその責に帰するものと認めたものに限る。

（複写サービス料金の請求及び支払）
第３条　乙は、毎月末日当該月分の複写サービス数量を算出し、甲の定める項目を記載した納品書により確認を受ける。
２　乙は、甲の確認を受けた複写サービス数量に、別紙により複写サービス料金を算出し、甲に請求する。
３　甲は、乙から前項による請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に代金を乙に支払わなければならない。
４　甲は、その責に帰すべき事由により前項の期間内に代金を支払わないときは、乙に対し、支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号）第８条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365日当たりの割合とする。）を乗じて計算した額を遅延利息として支払うものとする。

（複写機の保守）
第４条　乙は、複写機を甲が常時正常な状態で使用できるように技術者を設置場所に派遣して、点検・調整を行わなければならない。
２　複写機が故障した場合は、直ちに技術者を派遣して速やかに正常な状態に回復させなければならない。
３　前項の作業の実施は、乙の営業時間内に行うものとする。
４　この契約に基づく保守及び修理に必要な消耗品に係る経費は乙の負担とする。

（複写機及び消耗品の所有権）
第５条　複写機及び未使用の消耗品の所有権は、乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって、使用管理しなければならない。
２　甲は、複写機及び未使用の消耗品が乙の所有であることを示す表示等を毀損するなど複写機の現状を変更するような行為並びに消耗品を他に流用する行為をしてはならない。

（設置場所の移動）
第６条　甲は、設置場所を変更する場合、あらかじめ乙に通知し、乙の承認を得なければならない。この場合、複写機の移動は乙が実施するものとする。

（損害賠償）
第７条　乙は、甲が故意又は重大な過失によって複写機に損害を与えた場合は、その賠償を甲に対して、請求することができる。

（秘密の保持）
第８条　乙及び乙の使用者は、複写機の保守作業の実施に当たって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

（契約の解除及び打切り）
第９条　甲がこの契約を解除する場合は、原則として２カ月前に文書によって、相手方に通知するものとする。
２　甲又は乙は、前項の規定にかかわらず、相手方が正当な理由なくこの契約の条項に違反した場合は、文書によって相手方に通知することにより直ちにこの契約を解除することができる。

３　前項の規定によりこの契約が解除された場合、甲又は乙はこれによって生じた相手方の損害についてはその責を負わない。

（談合その他不正行為による解除）

第９条の2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第１項に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第50条第１項に規定する納付命令）又は同法第66条第４項の規定による審決が確定したとき（同法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(2) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の３又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（複写機及び消耗品の返還）

第10条　この契約が終了し、又は解除した場合は、乙は、複写機及び未使用の消耗品を速やかに引き取らなければならない。

（譲渡等の制限）

第11条　乙は、この契約から生ずる権利義務は、甲の承諾を得なければこれを譲渡し、又は担保に供することができない。

（協議事項）

第12条　この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。